

平成27年度資金管理業務に関する事業計画書(案)
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第92条に規定する資金管理法人に指定されており、法第93条に規定する資金管理業務を適正、確実かつ効率的に実施していくこととなっている。

平成27年度資金管理業務に関する事業のうち主要なものは以下のとおり。

1. リサイクル料金等の收受

新車販売される自動車については新車登録・検査時までに、既販車のうちリサイクル料金が預託されていない自動車については引取業者引取時までに、自動車所有者からリサイクル料金等の收受を行う。

平成27年度は、新車登録・検査時預託551万台分571億円、引取時預託8万台分4億円のリサイクル料金の收受が見込まれる。

2. リサイクル料金の管理・運用

自動車所有者から收受したリサイクル料金を運用の基本方針及び年度運用計画に基づいて安全かつ確実な方法により管理・運用する。

平成27年度末における保有債券残高は9,117億円が見込まれる。このうち、平成27年度の新規債券取得額(債券の償還金・利息の再投資金額を含む。)は1,046億円が見込まれる。

3. リサイクル料金の自動車製造業者等への払渡し

自動車が使用済みになった場合のリサイクルに要する費用等として、リサイクル義務を負う自動車製造業者等又は指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)、及び情報管理センター(本財団情報管理部)に、該当の自動車に係わるリサイクル料金及びその利息の払渡しを行う。

平成27年度は、シュレッダーダスト325万台分201億円、エアバッグ類237万台分54億円、フロン類291万台分61億円、情報管理料金334万台分5億円、及び利息として合計36億円が見込まれる。

4. 中古車輸出時のリサイクル料金の返還

自動車の所有者がリサイクル料金の預託済み自動車を輸出した場合、当該所有者の申請に基づき、適正かつ確実に輸出がなされたことを証する書類などの提出を前提にリサイクル料金及びその利息を返還する。

平成27年度は、150万台分171億円、及び利息として17億円が見込まれる。

5. 特定再資源化預託金等の出えん

経済産業大臣及び環境大臣の承認を受けて、離島対策等支援事業の実施に要する費用として、指定再資源化機関(本財団再資源化支援部)に対して1.3億円の特定再資源化預託金等の出えんを行う。

なお、不法投棄等対策支援事業についての実施計画はないが、年度開始後における地方公共団体からの新規の要請に対しては、資金管理業務諮問委員会での審議のうえ、対応を行う。

6. 資金管理システムの運営・管理

リサイクル料金等の収受・管理・払渡し等を行うために必要なシステム(資金管理システム)全般について、安定稼働のための万全な運営・管理を行う。

7. 理解普及活動の実施

主に自動車所有者・ユーザーに対して、自動車のリサイクル状況・自動車リサイクル料金の使われ方及び自動車リサイクルと自動車所有者・ユーザーとの関わり方等の理解を一層深めていただくため、更に消費者・関連団体等の意見も聴きながら理解普及活動を実施する。

8. 次期資金管理料金の検討

資金管理料金について、現状及び今後の資金管理料金収支を踏まえ、平成28年度以降の次期資金管理料金額について検討する。

9. 東日本大震災による番号不明被災自動車対応

東日本大震災による番号不明被災自動車について、資金管理料金を原資として再資源化預託金等の預託業務を行う。

以上